

| 制度の名称           | 後期高齢者医療保険料の減免(家屋被害以外)  |            |        |      |         |   |    |               |         |               |         |               |         |                 |         |
|-----------------|--|------------|--------|------|---------|---|----|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|-----------------|---------|
| 制度の内容           | <p>●令和元年台風19号(以下「台風19号」という。)により被災した世帯で、以下に該当する場合は、下記の区分に応じて減免します。</p> <p>令和元年度相当分の減免対象となる保険料は、災害救助法が適用された日(令和元年10月12日)から令和2年3月31日までに普通徴収の納期が設定されている又は特別徴収される保険料です。</p> <p>令和2年度分の減免の対象となる保険料は、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額です。</p> <p>(1) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合<br/>同一世帯に属する被保険者の対象となる保険料額の全額</p> <p>(2) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の世帯主の行方が不明である場合<br/>同一世帯に属する被保険者の対象となる保険料額の全額</p> <p>(3) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者の属する世帯の世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかが減少することが見込まれ、その減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の事業収入等の額の10分の3以上であり、かつ、前年中の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下である場合(当該合計所得金額のうち減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得金額(2以上ある場合はその合計額)が400万円を超える場合を除く。)<br/>下表のとおり減額、又は免除する。</p> <table border="1" data-bbox="411 1240 1453 1639"> <thead> <tr> <th>前年中の合計所得金額</th> <th>対象保険料額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td rowspan="5">被保険者の対象となる保険料額に、その者の属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)の割合を乗じて得た額</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>300万円～400万円以下</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>400万円～550万円以下</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>550万円～750万円以下</td> <td>100分の40</td> </tr> <tr> <td>750万円～1,000万円以下</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、被保険者(世帯主である被保険者を除く。)の行方が不明である場合<br/>当該被保険者の対象となる保険料額の全額</p> <p>※(2)または(4)に該当する場合であって、令和2年9月30日(令和元年度分は令和2年3月31日)までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料を減免の対象とする。</p> | 前年中の合計所得金額 | 対象保険料額 | 減免割合 | 300万円以下 | 被保険者の対象となる保険料額に、その者の属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)の割合を乗じて得た額 | 全部 | 300万円～400万円以下 | 100分の80 | 400万円～550万円以下 | 100分の60 | 550万円～750万円以下 | 100分の40 | 750万円～1,000万円以下 | 100分の20 |
| 前年中の合計所得金額      | 対象保険料額   | 減免割合       |        |      |         |   |    |               |         |               |         |               |         |                 |         |
| 300万円以下         | 被保険者の対象となる保険料額に、その者の属する世帯の世帯主及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額に占める減少することが見込まれる当該収入に係る前年の所得金額(2以上ある場合はその合計額)の割合を乗じて得た額  | 全部         |        |      |         |   |    |               |         |               |         |               |         |                 |         |
| 300万円～400万円以下   |  | 100分の80    |        |      |         |   |    |               |         |               |         |               |         |                 |         |
| 400万円～550万円以下   |  | 100分の60    |        |      |         |   |    |               |         |               |         |               |         |                 |         |
| 550万円～750万円以下   |  | 100分の40    |        |      |         |   |    |               |         |               |         |               |         |                 |         |
| 750万円～1,000万円以下 |  | 100分の20    |        |      |         |   |    |               |         |               |         |               |         |                 |         |
| お問い合わせ          | 税務課税制係 0289-63-2117 本庁本館1階   |            |        |      |         |   |    |               |         |               |         |               |         |                 |         |